

答申案の構成案（イメージ）

平成19年 月 日
中央教育審議会

はじめに

第 I 部 総論

- 改正教育基本法において示された新しい時代の目指すべき教育の姿を踏まえ、諸法の見直しを行うことが必要。
- 改正教育基本法の新しい教育の理念の下に、学校教育法を改正し、新たに義務教育の目標を規定するとともに、各学校種の目的や目標を見直す。併せて副校長、主幹などの新たな職の設置によって学校の組織運営体制の強化を図る。
- 教育職員免許法等を改正し、教員免許更新制の導入及び指導が不適切な教員の人事管理の厳格化により教員の資質向上を図る。
- 昨年秋のいじめや未履修の問題によって失われた公教育の信頼を回復し、国民の期待に応えられる教育行政の実現が必要である。
このため、改正教育基本法の理念に従い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、国と地方公共団体の適切な役割分担と相互の協力の下、教育委員会の体制を強化するとともに、教育に対する責任の所在を明らかにする。
- 地方分権の理念を尊重しつつ、より教育現場に近いところへの権限委譲を図るとの考えの下、今後一層の都道府県から市区町村への分権、教育委員会から学校への権限委譲を行う一方で、国、都道府県、市区町村が相互に協力し、学校をともに支える体制を強化する。
また、国民の付託を受けた国会の定める法律が適正に実施されておらず、やむを得ないと認められるときに、改正教育基本法において定められた教育の機会均等、水準の維持向上についての国の責任を果たせるような仕組みを構築する。

第Ⅱ部 各論

1. 教育基本法の改正を踏まえた学校の目的・目標の見直しや学校の組織運営体制の確立方策（学校教育法の改正）

(1) 法案の概要

- 義務教育の目標を新設するとともに年限を9年と規定
- 各学校段階の目的・目標の見直しと学校種の規定順を幼稚園から始める
- 学校評価及び情報提供の規定の新設
- 副校長（仮称）、主幹（仮称）、指導教諭（仮称）の職の創設
- 大学等の履修証明の制度化

(2) 留意事項

- 教育基本法及び学校教育法の見直しを踏まえた学習指導要領の見直し
- 義務教育年限については中・長期的な検討課題
- 学校の第三者評価の在り方について更に検討
- 副校長、主幹、指導教諭の職にふさわしい給与体系等について今後検討

2. 教員免許更新制の導入等（教育職員免許法等の改正）

(1) 法案の概要

①教員免許更新制の導入（教育職員免許法）

- 教員に必要な知識技能の刷新（リニューアル）を図るため、教員免許更新制を導入し、教員免許状に10年間の有効期間を定める。
- 免許状更新講習を修了できず有効期間の更新ができない場合は免許状は失効

②指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（教育公務員特例法）

- 任命権者は判定委員会の意見を聴いて指導が不適切な教員の認定を行う。
- 任命権者は、指導が不適切と認定した教員に対し、研修を実施する。
- 研修終了時に指導が不適切であると認定した者は免職等の措置を講ずる

③分限免職処分を受けた者の免許状の取扱い（教育職員免許法）

- 教員が、その職に必要な適格性を欠く場合などの理由により分限免職処分を受けた時は、その免許状は失効

(2) 留意事項

①教員免許更新制の導入（教育職員免許法）

- 免許状更新講習の内容の充実と修了認定基準の明確化
- 免許状更新講習の免除の基準の明確化

②指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（教育公務員特例法）

- 「指導が不適切な教員」の判定基準等に関する全国的なガイドラインの策定について検討が必要

③その他

- 教員の養成、採用、研修、評価等の施策の一体的な推進
- 教員の処遇、職場環境の改善等による教職の魅力の向上

3. 教育委員会の在り方や国と地方の役割分担（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正）

（1）基本的な考え方及び法案の概要

地方分権の理念を尊重しつつ、改正教育基本法の定めるところに従い、国と地方の適切な役割分担と相互の協力の下、地方における教育の担い手である教育委員会の体制を強化するとともに、教育に対する責任の所在を明らかにする。

その際、改正教育基本法において全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上に係る国の責務が明記されたことを踏まえ、国民の付託を受けた国会の定めた法律の適正な実施を国の責任において担保できる仕組みを構築する。

上記の考え方に基づき、以下の改正を行う（主要項目）

- 合議制の教育委員会と教育長の役割の明確化、教育委員会の活動状況の点検・評価
- 教育委員会の共同設置等による広域教育行政体制の推進
- 教育委員の数の弾力化と教育委員への保護者の選任の義務化
- 文化、スポーツの事務を首長が担当することを地方公共団体に委ねる
- 首長部局の求めに応じ、教育委員会が私立学校に対して、専門的な指導・助言等を行う
- 県費負担教職員の一定の人事について市町村教育委員会や校長の意向を反映するなど、より教育現場に近いところへの権限委譲を行う
- 法令違反等の場合の国の責任を果たす仕組みの構築

（2）留意事項

- 県費負担教職員の人事権を全面的に市区町村に移譲することについては、費用負担の在り方を含め、今後引き続き検討。